

【犬山市感震ブレーカー設置費補助金 Q&A】

Q 1 店舗兼住宅は対象となるか。

A 1 自宅と店舗について分電盤が別々に設置されている場合、自宅部分の分電盤を対象とします。また、自宅と店舗の分電盤が一体の場合も補助対象とします。

Q 2 2世帯住宅それぞれに分電盤がある場合、2つとも申請できるか。

A 2 世帯が別であれば、それぞれの分電盤に世帯ごとで申請を受け付けます。

Q 3 母屋と附属建物にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できるか。

A 3 1世帯につき1回、1ヶ所とします。

Q 4 犬山市内に住宅を所有していれば、市外の住民であっても対象となるか。

A 4 対象となります。

Q 5 昨年に購入したものも対象となるか。

A 5 申請年度内の購入・設置のみを対象とします。

Q 6 自分で取り付けた場合、設置費は経費として対象となるか。

A 6 業者に依頼した場合のみを対象とします。

Q 7 取り付け後、数年後に引っ越す予定であるが申請してよいか。

A 7 申請可能です。居住している間は、取り付けしてください。

Q 8 補助を受けた後、取り外してもよいか。また、報告が必要か。

A 8 報告は必要ありません。感震ブレーカーの必要性をご理解いただき、できる限り取り付けていただくことを推奨します。